

真室川町元気な林業創生事業補助金交付要綱

令和6年4月19日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の林業振興の推進を目的とした事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、真室川町補助金等交付規則(平成28年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、別表に掲げる補助対象者で、町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(税)、介護保険料、町営住宅使用料及び上下水道料の滞納がない者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助事業等の対象となる経費は除くものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真室川町元気な林業創生事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書及び収支予算(精算)書(別記様式第2号)
- (2) 閲覧同意書(別記様式第3号)
- (3) 別表に掲げる事業名に応じ、同表に掲げる補助対象経費等を明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、別表に掲げる事業名が林業就業者確保支援事業及び原木なめこ生産支援事業の場合にあっては、規則第9条の規定による実績報告とみなすものとする。

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認

めたときは、真室川町元気な林業創生事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、別表に掲げる事業名が林業就業者確保支援事業及び原木なめこ生産支援事業の場合にあっては、規則第10条の規定による補助金の額の確定通知とみなすものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに真室川町元気な林業創生事業補助金実績報告書兼請求書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書及び収支予算(精算)書(別記様式第2号)
- (2) 別表に掲げる事業名に応じ、同表に掲げる補助対象経費等を明らかにする書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第2条、第3条、第4条、第5条関係)

事業名	補助対象者	補助対象経費等	補助金の額
高性能林業機械購入支援事業	町内に事業所を有する林業事業体又は町内に住所を有し町内で森林整備を行う森林所有者	以下の機械の購入経費 ・フェラーバンチャ ・ハーベスター ・プロセッサ ・フォワーダ ・バケットグラップル ・その他、生産性の向上、労働安全の向上、労働環境の改善に資する林業機械	事業費の1／12以内(千元未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の年間上限額は、200万円とする。
林業就業者確保支援事業	以下に掲げる要件を満たす者を雇用し、町内に事業所を有する林業事業体 ・町内に住所を有する者 ・正職員(事務職を除く。) として雇用され、1年以上を経過した者	社会保険被保険者証等、雇用期間を証するもの	1人あたり30万円とする。
杉苗づくり後継者支援事業	町内に住所を有し、町内で新たに杉苗づくりに取り組み、起業する者	杉苗づくりに必要な種苗、消耗品、備品等の資材費、研修経費	事業費の1／2以下(千元未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の年間上限額は、100万円とする。
原木なめこ生産支援事業	町内に住所を有し、町内で原木なめこを生産する者	原木なめこの種駒購入に係る経費	事業費の1／2以下(千元未満の端数が生じた

業			場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の年間上限額は、15万円とする。
		原木なめこの生産に用い るほど木の購入経費(種 駒購入に係る経費と併せ て交付申請する場合に限 る。)	事業費の1／2以下(千 円未満の端数が生じた 場合は、これを切り捨 てた額)とする。ただ し、補助金の年間上限 額は、15万円とする。

年 月 日

真室川町長 殿

(申請者) 住 所

氏 名

真室川町元気な林業創生事業補助金
交付申請書兼請求書

真室川町元気な林業創生事業補助金の交付を受けたいので、真室川町元気な林業創生事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定及び確定された場合は、本書をもって、決定及び確定した額を交付されたく請求します。

記

1. 交付申請(請求)額 円

2. 交付申請する事業

3. 添付書類 (1) 事業計画(実績)書及び収支予算(精算)書(別記様式第2号)
 (2) 閲覧同意書(別記様式第3号)
 (3) 補助対象経費等を明らかにする書類
 (4) その他必要な書類(写真等)

4. 補助金の振込先

金融機関名	支店名						
預金種別 (該当するものに○)	口座番号 (右づめで記入)						
普通 当座							
(フリガナ)							
口座名義人							

※交付申請する事業が高性能林業機械購入支援事業及び杉苗づくり後継者支援事業の場合は、標題の「兼請求書」及び本文中「なお、補助金の交付が決定及び確定された場合は、本書をもって、決定及び確定した額を交付されたく請求します。」並びに「4. 補助金の振込先」を削除すること。

別記様式第2号(第4条、第6条関係)

事業計画(実績)書及び収支予算(精算)書

1. 事業の目的

2. 事業の内容(実績)

事業内容	事業量	事業費	備考

3. 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
町補助金	円	円	
自己資金			
その他			
合計			

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
	円	円	
合計			

別記様式第3号(第2条、第4条関係)

年 月 日

真室川町長 殿

(申請者) 住所

氏名

閲覧同意書

真室川町元気な林業創生事業補助金交付要綱第2条に規定する交付の要件を確認するにあたって、私の世帯（又は法人）に係る町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(税)、介護保険料、町営住宅使用料、上下水道料の納付状況を閲覧することに同意します。

別記様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 住所

氏名

真室川町元気な林業創生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった 年度真室川町元気な林業創生事業補助金については、真室川町元気な林業創生事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定（及び額を確定）したので通知する。

記

交付決定（確定）額 円也

交付条件

- 1 この補助金等は、真室川町補助金等交付規則に基づくもので、申請目的以外に使用してはならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき（町長が別に定める軽微な変更の場合を除く。）
 - イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- 3 補助事業等を完了したとき、速やかに補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて提出すること。
- 4 町長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について現地検査を行う。
- 5 町監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。
- 6 真室川町補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求める。

年 月 日

真室川町長 殿

(申請者) 住 所

氏 名

真室川町元気な林業創生事業補助金
実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をうけた真室川町元気な林業創生事業について、真室川町元気な林業創生事業補助金交付要綱第6条の規定により、実績を報告します。

なお、補助金の額が確定された場合は、本書をもって、確定した額を交付されたく請求します。

記

1. 補助金(請求)額 円

2. 補助事業の名称

3. 添付書類 (1) 事業実績書及び収支精算書(別記様式第2号)
(2) 補助対象経費等を明らかにする書類
(3) その他必要な書類(写真等)

4. 補助金の振込先

金融機関名	支店名
預金種別 (該当するものに○)	口座番号 (右づめで記入)
普通 当座	
(フリガナ)	
口座名義人	